2020年６月９日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
日本食品化工株式会社
（証券コード：2892）
代表取締役　髙　野　瀬　　励

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９９期定時株主総会について、近時、新型コロナウイルス感染症の影響により日本政府による緊急事態宣言および緊急事態措置が発出され、本定時株主総会開催日に例年使用している東京国際フォーラムおよび東京都内の会場が使用できないおそれがあり、また東京都内の当社会議室も収容人数が不足しているため、東京都内で会場をご用意することが困難な事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、当社富士本社の所在地である静岡県富士市（下記）において開催させていただくことになりました。また、感染予防のため、お土産の配布をいたしません。

株主の皆さまには、新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、当日のご来場を見合わせていただき、極力、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。厚生労働省によれば、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては感染による影響が大きいとされておりますため、感染の回避をご優先いただきたく、特に慎重なご判断をお願い申しあげます。

書面によって議決権を行使いただく場合は、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ２０２０年６月２４日（水）午後５時３０分までに当社に到着するようご送付いただきたく、お願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時　2020年６月２５日（木）午前10時

場　　所　静岡県富士市柳島189-8
富士市産業交流展示場　「ふじさんめっせ」　会議室
（本年は新型コロナウイルス感染症による影響から、会場が東京都千代田区から静岡県富士市へ変更となっておりますので、お間違えないようご注意ください。会場については末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）

会議の目的事項

報 告 事 項　第99期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

議決権の行使についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場にご提出ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ホームページ（https://www.nisshoku.co.jp）に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（https://www.nisshoku.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎当日当社役職員は、夏期の節電対策の一環として、軽装（クールビズ）にてご対応させて頂きます。

◎定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

1.弊社の対応について

・会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。

・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

2.ご来場される株主さまへのお願い

・ご来場の株主さまには、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。

・ご来場されましたら、席の間隔を空けておかけください。

・会場入口付近において、体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。ご体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声がけください。

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場や日時等、今後の株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nisshoku.co.jp）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

添付書類

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、令和への改元が行われた中、ひきつづき雇用、所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調を維持していましたが、台風15号、19号による大規模な風水害や消費増税後の景況感の悪化に加えて、2020年に入ってからは、世界的に広がる新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、インバウンド消費及び国内消費が広く抑制されるなど、経済・社会活動は急速に停滞してきており、景気の先行きにも大きな影を落としつつあります。

原料とうもろこしのシカゴ相場は、期初361セント/ブッシェル台で始まり、米国の長雨が続いた影響による作付遅延から435セント/ブッシェル台となりました。その後は、生育に適した天候となったことで豊作への期待感から367セント/ブッシェル台まで値を下げましたが、米中貿易協議「第一段階」の合意による米国穀物の輸出増加期待から382セント/ブッシェル台まで値を上げました。しかし、その後は新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済悪化から値を下げ、期末時点は340セント/ブッシェル台となり、通期平均では384セント/ブッシェル台となりました。

また、原油相場は期初61ドル/バレル台で始まり、米国のイラン制裁による中東の地政学リスクの高まりから、63ドル/バレル台となりました。しかし、サウジアラビアの石油施設攻撃で一時急騰する場面があったものの、世界的な原油需要の減退懸念や生産量の回復から54ドル/バレル台まで値を下げました。その後は米中貿易協議「第一段階」の合意により世界経済減退懸念が後退し、59ドル/バレル台まで上昇しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済悪化から値を下げ、期末時点は20ドル/バレル台となり、通期平均では54ドル/バレル台となりました。

一方、米国から日本までの穀物海上運賃は、期初51ドル/トン近辺で始まり、南米穀物の輸送増加や2020年1月からIMO（国際海事機関）のSOx規制が強化されること等から、61ドル/トンまで上昇しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済悪化から値を下げ、期末時点は57ドル/トンとなり、通期平均では56ドル/トン近辺となりました。

為替相場は、期初112円/ドル台で始まりましたが、米中貿易摩擦の激化懸念や、香港での大規模な抗議デモ活動及びホルムズ海峡でのタンカー襲撃による中東での地政学リスクの高まり等から円高が進み、107円/ドル台となりました。しかし、その後は、米中貿易協議「第一段階」の合意や、英総選挙で保守党が大勝

し、EU離脱への不透明感が払拭されたこと等から110円/ドル台となり、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済悪化から3月10日には104円台まで円高が進行し、期末時点は109円/ドル台、また通期平均でも109円/ドル台となりました。

このような状況のもと、当社は生産効率の改善、製品在庫水準の適正化及び各種コスト削減に取り組むとともに、前期に引き続き付加価値製品の拡販に注力しました。

販売面では、4月以降天候に恵まれ前年よりも高い気温となりましたが、改元と重なった大型連休の需要取込が前年度末から前倒しで始まったことに加え、梅雨冷と夏場の天候不順が影響し、ビール系飲料及び清涼飲料向け糖化製品の販売数量は減少しました。また、澱粉製品は、加工食品向け販売は堅調に推移しましたが、製紙向け販売は製紙需要が減退し低調に推移したことから、澱粉製品全体の販売数量は減少しました。さらに、企業間競争が引き続き激しい状況のため、製品及び副産物ともに販売数量が減少するなど、収益面についても厳しい状況となりました。期末になり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、政府や自治体による学校等の臨時休校や在宅勤務を始めとする外出自粛要請に伴い、家庭向け食品用途の澱粉製品、糖化製品の一部に需要増もありましたが、今後の動向は予断を許さない状況です。

この結果、当事業年度における当社の売上高は452億6千万円（前事業年度比3.6％減）、営業利益は1千万円（前事業年度比57.3％減）、経常利益は2億8千万円（前事業年度比28.5％減）、当期純利益は2億3千万円（前事業年度比15.9％減）となりました。

次に、各部門の販売概況は以下のとおりであります。

（澱粉部門）

澱粉部門は、製紙向け製品の出荷が振るわず販売数量が減少したことにより、売上高は115億4千万円と前事業年度比6億4千万円（5.3％）の減収となりました。

（糖化品部門）

糖化品部門は、冷夏の影響等でビール系飲料及び清涼飲料向け製品の出荷が振るわず販売数量が減少したことにより、売上高は272億4千万円と前事業年度比5億2千万円（1.9％）の減収となりました。

（ファインケミカル部門）

ファインケミカル部門は、消費増税前の駆け込み需要と製品単価上昇により、売上高は18億5千万円と前事業年度比9千万円（5.6％）の増収となりました。

（副産物部門）

副産物部門は、配合飼料の販売単価が下落したことに加え、主製品の販売数量減少に伴い副産物の発生量が減少したことにより売上高は46億2千万円と前事業年度比6億2千万円（11.8％）の減収となりました。

⑵　対処すべき課題

2019年度は、2019-2021年度中期経営計画の目標である連結ベース経常利益20億円達成（2021年度）に向け、その初年度として各種施策を実行致しました。製品販売価格の見直し等により採算性が改善された一方で、企業間競争の激化、夏場の天候不順等により糖化品を中心として販売数量が減少したことにより、結果として2019年度の業績は、売上高452億6千万円、営業利益1千万円、経常利益2億8千万円、当期純利益2億3千万円となりました。

世界的に拡がる新型コロナウイルスの感染拡大は、世界中の経済・社会活動に大きな影響を及ぼしており、国内外の経営環境は厳しさを増していくことが予想されます。当社は、社員への感染防止対策を実行することで感染リスクの軽減を図っておりますが、国内の感染拡大が長引くことにより、特に製造従事者への感染が広まると、一定期間操業が停止するリスクがあります。さらに販売面では、外出自粛の長期化、屋外イベント中止の増加などにより、飲料の消費が減少して販売数量が減少するリスクがあります。

また、中長期的なリスクとして少子高齢化と人口減少という構造的な問題から製品の需要に対して供給力が相対的に上回る状況が継続し、市況の低迷が続くことが予想されます。一方、消費者価値観の多様化により小規模ながら特定の価値訴求を図ることのできる財へのニーズは増加すると考えられます。

このような厳しい環境に対応するため、外部環境が流動的であることも踏まえ、安定的な事業運営に努めるとともに、短期的には固定費の抑制、販売減少による工場稼働低下への対応等に着実に取り組むことで、コスト競争力を強化して、経営の足場を確りと固めていき、中長期的には差別化の図れる製品・事業を継続的に育成することで収益の改善に努めて参ります。

次期の見通しと致しましては、売上高462億円、営業利益4億5千万円、経常利益7億5千万円、当期純利益5億5千万円を見込んでおります。

【中期経営計画】

当社の中期経営計画の概要は次のとおりです。

＜定量目標＞

2021年度の連結ベース経常利益を20億円とし、配当性向35％を目安に配当することを目指します。

＜定性目標＞

①付加価値製品の拡販に傾注することにより、収益率の維持向上を目指します。

②社員教育の拡充により各社員が複数の業務を遂行できるようにし、業務の効率化を進めます。

＜具体的施策＞

①主力製品について販売諸施策を企画・実行し採算の改善を図るとともに、付加価値製品の販売を強化します。

②付加価値製品の製品ラインナップを拡充するとともに、これらの販売を強化します。

③工場の最適操業を追求するとともに、製品歩留まりの改善や原単位の低減等を通じて製造費用のさらなる削減を目指します。また、原材料の調達コスト及び製品物流コストの削減に取り組みます。

④本社機能の富士工場移転を実行し、各事業所におけるビジネスプロセスの最適化を実行します。また、各設備の補修から更新へのプロセスを見直し建設・補修費のバランスの最適化を進めます。

⑤海外市場への拡大を目指し、海外の法令や顧客要求に対応した製品開発に取り組みます。

⑥より柔軟な人事制度を導入し、人材教育体系の再構築を実行します。

⑶　設備投資等及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資額は総額24億7千万円で、主に当社製品の生産性及び品質の向上並びに環境保全ほかに対するものであります。

当期末借入金総額は65億1千万円で、設備投資額の増加等により、前期末に比し6億8千万円の増加となっております。当期は、増資又は社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第96期 (2017年３月期)	第97期 (2018年３月期)	第98期 (2019年３月期)	第99期(当期) (2020年３月期)
売　上　高（百万円）	50,562	48,196	46,959	45,265
経常利益（百万円）	2,214	1,124	397	284
当期純利益（百万円）	1,752	997	283	238
１株当たり当期純利益(円)	356.26	202.82	57.72	48.52
１株当たり純資産額(円)	3,704.21	3,775.45	3,778.56	3,802.37
総　資　産（百万円）	39,321	35,941	34,321	34,532

（注）1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

2. 2017年10月１日付で当社普通株式５株につき１株の割合をもって株式併合を行っております。これに伴い、第96期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しています。

3. 第96期は９月初旬までの猛暑とその後の残暑等により販売数量が増加したものの、販売単価が下落したこと等から売上高は8.5％の減収となりましたが、原料及び燃料価格が低位で推移したことから経常利益は162.7％の増益となりました。

4. 第97期は夏場の天候不順による糖化製品の低迷、製紙向け澱粉製品の出荷が企業間競争激化及び安価な輸入品の影響を受けたこと等から、売上高は4.7％の減収となり、また原油価格の上昇の影響等から経常利益は49.2％の減益となりました。

5. 第98期は製紙向け澱粉製品の出荷が低調に推移したこと、企業間競争激化により糖化品の販売数量も減少したこと等から、売上高は2.6％の減収となり、また原油価格の上昇の影響等から経常利益は64.6％の減益となりました。

6. 第99期の状況については、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

⑸　重要な親会社の状況

①　親会社との関係

当社の親会社は三菱商事株式会社で、同社は当社の株式を2,942千株（議決権比率59.88％）所有しております。また、三菱商事株式会社は当社製品の販売代理店であり、主要原料の仕入れ先でもあります。

②　親会社等との取引に関する事項

当社は親会社である三菱商事株式会社から原料とうもろこし等を購入しているほか、当社製品の販売代理店契約を締結しておりますが、取引条件等につきましては、一般的な取引と同様、市場価格等を参考に協議、交渉の上合理的に決定しており、特別な取引条件はありません。

なお、当社取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

⑹　主要な事業内容（2020年３月31日現在）

とうもろこし等の加工製品及びその二次加工製品の製造販売を主な事業としております。

事業部門別の主たる製造品目は次のとおりです。

事業部門	主　要　製　品
澱　粉　部　門	コーンスターチ、ワキシースターチ、加工澱粉ほか
糖化品部門	ぶどう糖（結晶・液状）、コーンシラップ、水飴、異性化糖、難消化性グルカン（水溶性食物繊維）ほか
ファインケミカル部門	シクロデキストリン、輸液用糖質（結晶マルトース、局方ブドウ糖）ほか
副産物部門	コーンオイル、グルーテンフィード、グルーテンミールほか

⑺　主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

本社　　本社（東京都千代田区）
営業所　　名古屋営業所（愛知県名古屋市）、大阪営業所（大阪府大阪市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
研究所　　研究所（静岡県富士市）
工場　　富士工場（静岡県富士市）、水島工場（岡山県倉敷市）

⑻　主要な借入先（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,600
農林中央金庫	1,500

⑼　従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436名	1名増	40歳9ヶ月	17年5ヶ月

（注）　従業員数は、就業人員を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 25,600千株

⑵ **発行済株式の総数** 6,400千株

⑶ **当期末株主数** 1,361名 （前期末比99名増）

⑷ **大株主**

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
三菱商事株式会社	株 2,942,600	% 59.82
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	270,800	5.51
NPBN-SHOKORO LIMITED	233,800	4.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	224,361	4.56
三和澱粉工業株式会社	200,000	4.07
MSIP CLIENT SECURITIES	106,200	2.16
堀内運輸株式会社	102,000	2.07
堀内　篤	81,000	1.65
渡井　勲	34,000	0.69
日本食品化工従業員持株会	27,536	0.56

（注） 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式1,481,115株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. タワー投資顧問株式会社から2015年３月２日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、2015年２月27日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであり、受領日時点（株式併合前）の内容を記載しております。

氏名又は名称	住　所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門一丁目２番18号	3,520	11.00

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年３月31日現在）

地　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	髙野瀬　　励	社長
取　締　役	伊　藤　和　雄	常務執行役員　総務・経理・情報システム担当
取　締　役	鈴　木　章　久	執行役員　業務・調達・技術担当
取　締　役	刀禰館　次　郎	三菱商事株式会社　生活消費財本部製粉糖質部長 大日本明治製糖株式会社　取締役 日東富士製粉株式会社　取締役
取　締　役 (監査等委員)	村　松　隆　志	株式会社ジオコード　常勤監査役
取　締　役 (監査等委員)	田　辺　研一郎	中外合同法律事務所　弁護士
取　締　役 (監査等委員)	嶋　津　吉　裕	三菱商事株式会社　食品産業管理部長 三菱商事ライフサイエンスホールディングス株式会社　非常勤監査役 三菱商事ライフサイエンス株式会社　非常勤監査役 日東富士製粉株式会社　監査等委員である取締役（非常勤）

（注）1. 取締役（監査等委員）村松隆志及び田辺研一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２にいう独立役員であります。

2. 取締役（監査等委員）嶋津吉裕氏は、大手商社の管理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は監査等委員会の職務を補助する直属の監査等委員取締役補佐１名及び内部監査室（４名）を置き、委員会の指揮命令に基づき監査業務のサポートを行うことで監査等委員会が十分に機能すると判断しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は、戸塚篤史（新素材事業推進・品質保証・研究担当）、伝田豊（生産担当、富士工場長）、伊藤剛（AMSCO事業担当、Asia Modified Starch Co.,Ltd. Managing Director）、長﨑剛（コモディティ事業・プロダクツ事業・経営企画・海外事業担当）、松本利裕（営業担当）の５名であります。

5. 当社と刀禰館次郎、村松隆志、田辺研一郎、嶋津吉裕の各氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額以上の額としております。なお、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。

⑵　取締役の報酬等の額

（単位：百万円）

区　分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	4名	19
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	13 （13）
合計 （うち社外取締役）	7名 （2名）	33 （13）

（注）1.　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.　2016年6月28日開催の第95期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額230百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額60百万円以内と決議いただいております。

3.　上記表のほか、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与（賞与引当金の繰入額を含む）を61百万円支払っております。

⑶　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

氏　　名	重要な兼職の状況
村　松　隆　志	株式会社ジオコード　常勤監査役
田　辺　研一郎	中外合同法律事務所　弁護士

（注）　社外役員の各兼職先と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。

②　社外役員の主な活動状況

氏　　名	地　位	主 な 活 動 状 況
村　松　隆　志	社外取締役 （監査等委員）	当事業年度中に開催の取締役会11回のうち11回に、また監査等委員会10回のうち10回に出席し、必要に応じて経営者及び監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき発言を行っております。
田　辺　研一郎	社外取締役 （監査等委員）	当事業年度中に開催の取締役会11回のうち11回に、また監査等委員会10回のうち10回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）　上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づく電磁的記録による取締役会決議を1回行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人　トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	35百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	35百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額が合理的なものであると判断し、会社法第399条の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

また、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の再任の適否を検討し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の決議の内容

当社は2020年3月31日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①複数の社外取締役の選任と執行役員制度を通じて、監督と職務の執行の分離を行うとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

②法令、定款及び社内規程を順守し、社会倫理に適合する誠実な行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、職務遂行にあたり順守すべき基本的事項を定めた「役職員行動規範」を堅持し、取締役及び使用人への周知を図る。

③財務報告の信頼性確保に必要な内部統制を構築し、適切に整備・運用するとともに、定期的に評価する。

④コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する重要事項の審議並びに法令順守体制の整備、見直し及び維持を行う。

⑤内部監査室によるモニタリング及び内部通報制度の導入により、コンプライアンス違反を早期に発見し、適切な是正措置及び再発防止策を講じる。

⑥市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、各自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例に従い毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させる。

②上記情報の保存及び管理は、取締役が常時閲覧可能な状態で行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①各リスクの管理責任者が、事業活動に伴うリスクを洗い出し、分析及び対応策を策定するとともに、リスク管理委員会を設置し、全社的なレベルから分析の上、その対応策を整備する。

②重大な危機が発生した場合は、危機対策本部を設置し、危機管理マニュアルに従い適切に対応する。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、業務執行の決定の一部を取締役に委任する。また、権限に関する規程に基づき、執行役員を含む使用人への権限委譲を行うことで、効率的な職務執行を行う。

⑸　当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①親会社との取引の実施及び取引の条件等については、特に公正性及び合理性に留意して職務執行を行い、定期的にそれが保持されていることを確認する。

⑹　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

①監査等委員会の職務を補助する直属の監査等委員取締役補佐及び内部監査室を置く。

⑺　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員取締役補佐及び内部監査室所属員（以下、併せて「補助使用人」という。）は、専ら監査等委員会の指揮命令に基づき職務を行い、委員会の事前同意を得た場合を除き、監査等委員以外の取締役及び使用人からの直接的指揮命令は受けない。

②補助使用人は、監査の実効性の確保の観点から、その経験、知識、能力等を考慮して人選する。

③補助使用人の人事評価は監査等委員会が決定し、人選、異動、処遇等は、監査等委員会の同意を得て実施する。

⑻　当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会へ報告するための体制

①取締役及び使用人は、法定事項その他の定められた監査等委員会への報告を適時に実施するとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

②取締役及び使用人より内部通報制度に基づき通報があったときは、遅滞なく監査等委員会にその内容を報告する。

⑼　監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査等委員会に報告した者に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

②内部通報制度によって通報した者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行わないことを定め、周知するとともに適切に運用する。

⑽　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用やその前払等の請求があったときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じる。

②緊急又は臨時に支出した費用、外部専門家の助言を受けるための費用及びその役割・責務に対する理解を深めるための知識の習得・更新のための研修費用等について請求があった場合にも適切に対処する。

⑾　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会が選定する監査等委員（以下、選定監査等委員という）及び監査等委員取締役補佐は、必要があると認めたときは、執行役員会他の重要な会議に出席することができる。

②選定監査等委員及び監査等委員取締役補佐は、稟議書他の業務執行に係る重要な文書をいつでも閲覧することができるとともに、必要があると認めたときは、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

③監査等委員会又は監査等委員が、取締役、使用人及び会計監査人と定期的に情報交換できる機会を確保する。

④監査等委員会の監査等基準及び監査等計画を尊重し、監査が円滑に実施できる環境の整備に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2019年3月29日開催の取締役会において監査等委員会の職務の執行に必要な事項を含む業務の適正を確保するための体制について決議しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりであります。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内研修等を通じて「役職員行動規範」等の規程の社内への周知徹底を図るとともに、財務報告に係る内部統制を含む内部統制システムについて、内部監査室が計画的に監査を実施し、必要に応じて是正措置及び再発防止策を講じております。また、コンプライアンス委員会を開催し、各部署における法令順守状況の確認やコンプライアンス事案の検討を行っております。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に従って適切に保存及び管理しております。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を開催し、事業活動に伴う各種リスクの管理状況及び新たなリスクへの対応方針等について確認・審議しております。また、重大な危機が発生した場合を想定した危機管理マニュアルを策定し適切に対応するための体制を整備しております。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議によって重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。また、取締役会では、経営上の重要な案件についての審議を中心に運営し、各取締役が管掌する職務の遂行状況の報告を行っております。

⑸　当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において、親会社との取引条件等が当社の利益を害するものではなく、公正かつ合理的なものであることを確認しております。

⑹　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する直属の監査等委員取締役補佐1名及び内部監査室（4名）を設置しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する監査等委員取締役補佐及び内部監査室所属員（以下、併せて「補助使用人」という。）は監査等委員以外の取締役や使用人の指揮命令を受けない立場にあり、補助使用人の人事評価は監査等委員会が決定しております。また、補助使用人の人選、異動、処遇等は監査等委員会の同意を得て実施しております。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、実効性確保の観点から知識・経験等を考慮して人選され、監査等委員会の同意を得て配置しております。

(9) 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会へ報告するための体制

法定事項をはじめとした重要事項や監査等委員会が求める情報については、取締役又は補助使用人が適時に監査等委員会に報告しております。また、内部通報制度を利用した通報については、速やかに監査等委員会に報告される仕組みとなっております。

(10) 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部統制システム構築の基本方針」において、監査等委員会に報告した者に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止しており、また、本基本方針は、イントラネットを通じて社内に周知しております。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に必要な費用は会社が負担しており、また、その事務については監査等委員会事務局が担当し、監査等委員会の請求に応じて速やかに処理しております。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が求める執行役員会等の重要会議への出席や重要会議の議事録の閲覧等、監査上必要な事項については適切に対応しております。また、監査等委員会と代表取締役、その他の役職員及び会計監査人との情報の共有、意見を交換できるよう、定期的な会合を設けるとともに、内部監査の監査結果を報告するなど、監査等委員会の監査に必要な情報を適時に提供しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,087**	**流動負債**	**8,902**
現金及び預金	221	買掛金	1,232
売掛金	10,431	短期借入金	3,911
電子記録債権	290	未払金	2,771
商品及び製品	3,416	未払法人税等	62
仕掛品	2,075	賞与引当金	723
原材料及び貯蔵品	3,309	役員賞与引当金	16
その他	343	資産除去債務	37
貸倒引当金	△1	その他	147
固定資産	**14,445**	**固定負債**	**6,926**
有形固定資産	**11,826**	長期借入金	2,600
建物	3,458	退職給付引当金	4,070
構築物	421	環境対策引当金	47
機械及び装置	5,280	資産除去債務	119
車両運搬具	4	その他	89
工具、器具及び備品	239	**負債合計**	**15,829**
土地	1,862	**純資産の部**	
リース資産	118	科目	金額
建設仮勘定	442	**株主資本**	**18,646**
無形固定資産	**415**	**資本金**	**1,600**
借地権	45	**資本剰余金**	**327**
ソフトウェア	319	資本準備金	327
その他	50	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	**2,202**	**利益剰余金**	**18,866**
投資有価証券	288	利益準備金	400
関係会社株式	371	その他利益剰余金	18,466
繰延税金資産	1,411	建物圧縮積立金	154
その他	135	構築物圧縮積立金	0
貸倒引当金	△5	機械装置圧縮積立金	0
		土地圧縮積立金	113
		別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	11,197
		自己株式	**△2,147**
		評価・換算差額等	**56**
		その他有価証券評価差額金	45
		繰延ヘッジ損益	10
		純資産合計	**18,703**
資産合計	**34,532**	**負債・純資産合計**	**34,532**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	金額	
売上高		45,265
売上原価		37,751
売上総利益		**7,514**
販売費及び一般管理費		7,502
営業利益		**11**
営業外収益		
受取配当金	260	
受取ロイヤリティー	82	
その他	47	390
営業外費用		
支払利息	30	
固定資産除却損	77	
その他	9	118
経常利益		**284**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	1	1
税引前当期純利益		**283**
法人税、住民税及び事業税	77	
法人税等調整額	△33	44
当期純利益		**238**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 建物圧縮積立金
当期首残高	1,600	327	0	327	400	165
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
その他利益剰余金の取崩						△10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△10
当期末残高	1,600	327	0	327	400	154

（単位：百万円）

	株主資本					
	利益剰余金					
	その他利益剰余金					利益剰余金合計
	構築物圧縮積立金	機械装置圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	0	0	113	7,000	11,071	18,750
当期変動額						
剰余金の配当					△122	△122
当期純利益					238	238
自己株式の取得						
その他利益剰余金の取崩	△0				10	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	△0	—	—	—	125	115
当期末残高	0	0	113	7,000	11,197	18,866

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,147	18,531	56	△1	55	18,586
当期変動額						
剰余金の配当		△122				△122
当期純利益		238				238
自己株式の取得	△0	△0				△0
その他利益剰余金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△10	12	1	1
当期変動額合計	△0	115	△10	12	1	117
当期末残高	△2,147	18,646	45	10	56	18,703

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

日本食品化工株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
静　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　酒　井　博　康　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　上　藤　継　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本食品化工株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

日本食品化工株式会社　監査等委員会

監査等委員　村　松　隆　志　㊞

監査等委員　田　辺　研一郎　㊞

監査等委員　嶋　津　吉　裕　㊞

(注)　監査等委員村松隆志及び田辺研一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第99期の期末配当につきましては、当社の配当方針が企業価値の継続的な向上と企業体質の更なる強化を目指しつつ、配当性向35％を目安としていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金25円　総額122,972,125円

⑶　剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年６月26日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社定款の定めにより、本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	髙野瀬　励（たかのせ　つとむ） （1958年10月14日生）	1982年４月　三菱商事株式会社入社 2004年６月　同社食糧本部油脂ユニットマネージャー 2011年４月　同社農水産本部副本部長兼油脂ユニットマネージャー 2013年４月　同社執行役員　生活産業グループCEOオフィス室長 2014年４月　同社執行役員　中国生活産業グループ統括 2016年４月　同社執行役員　関西支社副支社長 2018年４月　当社社長　内部監査担当役員 2018年６月　当社代表取締役社長　内部監査担当役員 2019年１月　当社代表取締役社長　内部監査・営業担当役員 2019年４月　当社代表取締役社長　（現在）	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 髙野瀬励氏は、長年にわたり大手商社で食糧関連事業や取引に従事し、当社に相応しい豊富な経験と幅広い知識及び経営全般に関する高度な知見を有していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	伊藤和雄 (いとう かずお) (1961年１月７日生)	1983年４月　三菱商事株式会社入社 2003年５月　同社化学品グループコントロールオフィス 2006年３月　同社化学品グループコントローラー 2008年４月　欧州三菱商事会社出向兼欧阿中東CIS統括付 2011年４月　三菱商事株式会社コーポレート担当役員補佐 2013年４月　三菱商事フィナンシャルサービス株式会社　代表取締役社長 2015年４月　三菱商事株式会社生活産業グループ管理部長 2015年６月　当社監査役 2016年４月　三菱商事株式会社理事　生活産業グループ管理部長 2016年６月　当社監査等委員である取締役 2017年６月　当社取締役　常務執行役員　総務・経理・情報システム担当役員（現在）	０株
	【取締役候補者とした理由】 伊藤和雄氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般並びに財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、これらの豊富な経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者としました。		
3	鈴木章久 (すずき あきひさ) (1959年１月10日生)	1981年４月　当社入社 2006年６月　当社工務部長 2008年４月　当社業務部長 2012年６月　当社技術部長 2012年７月　当社参与　技術部長 2013年６月　当社執行役員　技術・品質保証担当役員 2014年６月　当社執行役員　業務・調達・技術担当役員 2016年６月　当社執行役員　業務・調達・技術・品質保証担当役員 2017年４月　当社執行役員　業務・調達・技術担当役員 2017年６月　当社取締役　執行役員　業務・調達・技術担当役員（現在）	1,800株
	【取締役候補者とした理由】 鈴木章久氏は、当社生産技術・業務部門における長年の経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般及び技術に関する幅広い知見を有しており、これらの経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※4	羽多英俊（はたひでとし） (1969年8月9日生)	1993年4月　三菱商事株式会社入社 2000年6月　カナダ三菱商事会社バンクーバー本店出向 2004年1月　Agrex Inc,Portland Office 出向 2006年5月　三菱商事株式会社油脂ユニット 2013年4月　同社油脂部油脂製品チームリーダー 2014年5月　同社糖質部澱粉ビールチームリーダー 2016年4月　同社製粉糖質部希少糖事業推進チームリーダー 2018年4月　同社製粉糖質部新規開発チームリーダー 2019年4月　同社製粉糖質部事業戦略チームリーダー 2020年4月　同社食品素材部長（現在） （重要な兼職の状況） Asia Modified Starch Co., Ltd.　Director 松谷化学工業株式会社　社外取締役 株式会社サニーメイズ　社外取締役	0株
	【取締役候補者とした理由】 羽多英俊氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社経営の透明性や客観性の向上、並びにコーポレート・ガバナンスの強化、充実のために必要な指摘や助言を期待し、取締役候補者としました。		

（注）1. ※印は新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 髙野瀬励、伊藤和雄及び羽多英俊の各氏は、現在及び過去５年間において当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 松谷化学工業株式会社は当社製品の取引先であります。
5. Asia Modified Starch Co., Ltd.並びに株式会社サニーメイズは当社の関連会社であります。
6. 羽多英俊氏が選任された場合、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額以上の額としております。また、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定いたします。
7. 監査等委員会の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定は適切な手続きで実施され、選定された各候補者の職務執行状況及び経歴等を評価した結果、取締役として適任であると判断しております。また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について検討した結果、報酬体系や各取締役の報酬等はそれぞれの職責と業績に相応しい水準であると判断しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社定款の定めにより、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員の任期が満了いたしますので、あらためて監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	村松隆志（むらまつ たかし） (1950年12月11日生)	1975年４月　味の素株式会社入社 2001年７月　同社アミノ酸部長 2003年７月　欧州味の素販売株式会社　取締役社長 2005年６月　味の素オムニケム株式会社　取締役社長 2008年６月　味の素トレーディング株式会社代表取締役社長 2011年５月　株式会社ギャバン　常勤監査役 2015年10月　株式会社ジオコード　常勤監査役 2016年６月　当社監査等委員である取締役（現在） 2020年５月　株式会社ジオコード　非常勤監査役（現在）	3,200株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 村松隆志氏は、食品会社の経営者や監査役としての豊富な経験を有しているため、社外取締役候補者として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また社外の有識者を招聘することにより、監査体制の中立性及び独立性を高め、体制の強化、充実を図るため、監査等委員である社外取締役候補者としました。		
2	田辺研一郎（たなべ けんいちろう） (1965年６月５日生)	1995年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 中外合同法律事務所入所（現在） 2003年７月　当社顧問弁護士 2016年６月　当社監査等委員である取締役（現在）	600株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 田辺研一郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また社外の有識者を招聘することにより、監査体制の中立性及び独立性を高め、体制の強化、充実を図るため、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	嶋津吉裕 (1968年8月10日生)	1991年4月　三菱商事株式会社入社 2009年4月　同社主計部予・決算管理チームリーダー 2011年6月　同社東アジア統括付兼三菱商事（中国）商業有限公司出向財務審査信息部長兼内部統制推進部長 2013年7月　三菱商事（中国）有限公司出向董事CFO兼三菱商事（上海）有限公司出向　董事CFO兼副総経理兼三菱商事株式会社東アジア統括付 2016年3月　三菱商事株式会社経営企画部ポートフォリオ戦略室長 2017年4月　同社生活産業グループ管理部長 2017年6月　当社監査等委員である取締役（現在） 2019年4月　三菱商事株式会社　食品産業管理部長（現在） （重要な兼職の状況） 三菱商事ライフサイエンスホールディングス株式会社　非常勤監査役 三菱商事ライフサイエンス株式会社　非常勤監査役 日東富士製粉株式会社　監査等委員である取締役（非常勤）	0株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 嶋津吉裕氏につきましては、大手商社の管理部門における長年の経験があり、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者としました。		

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村松隆志及び田辺研一郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 嶋津吉裕氏は、現在及び過去5年間において当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 村松隆志及び田辺研一郎の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
5. 三菱商事ライフサイエンス株式会社及び日東富士製粉株式会社は当社製品の取引先であります。

6. 当社は、村松隆志、田辺研一郎及び嶋津吉裕の各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額以上の額としております。また、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。
7. 当社は、村松隆志及び田辺研一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

会　　場　静岡県富士市柳島189－8
富士市産業交流展示場　ふじさんめっせ　会議室
☎（0545）－52－3781（当社富士本社）
☎（0545）－65－6000（ふじさんめっせ）

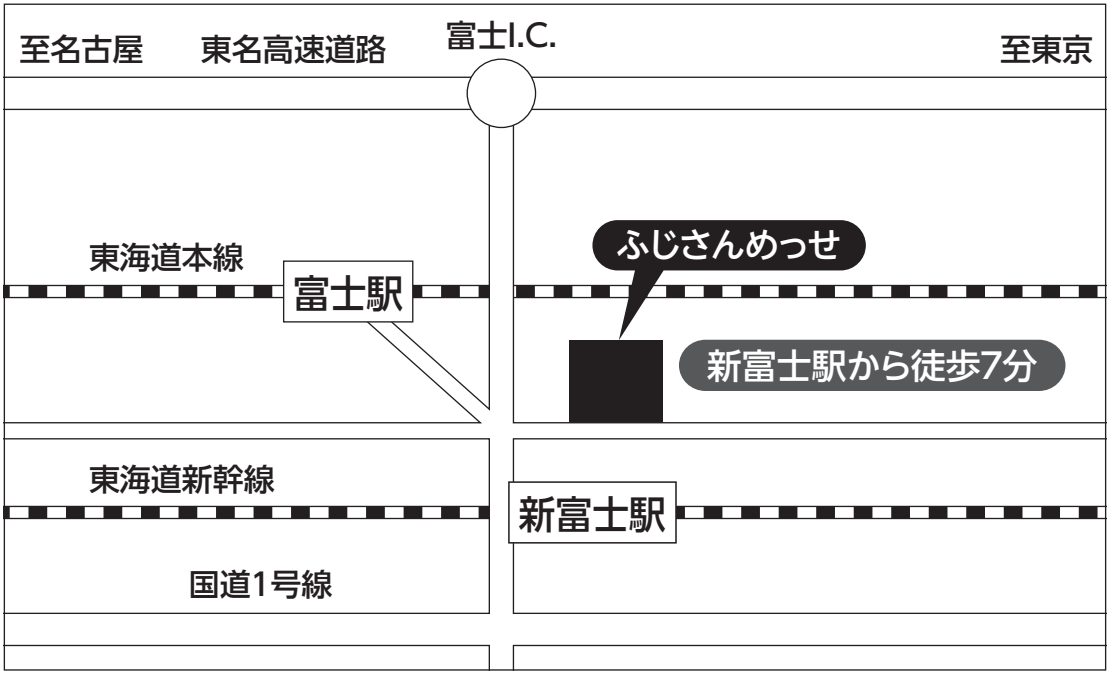

交通●新幹線　　新富士駅富士山口より徒歩７分
●東海道本線　ＪＲ富士駅よりタクシー６分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。